

地域内の沿道沿いの雑木林（支障木・危険木）の伐採を行います

市内の公道沿線における災害の防止、安全性の確保、眺望景観の確保と森林機能の保全強化を目的に、土地の所有者に代わって危険木等の伐採を行います。伐採等に係る費用は森林環境譲与税を財源とし、市が負担します（自治会や森林所有者のご負担はありません）。

1. 事業の対象物件

- (1) 地域内公道脇から奥行20mまでの範囲で存する立木（宅地は除く）
- (2) 支障木の群生面積が0.05ha（10m×50m）以上であること
- (3) 平均樹高が5m以上の立木が群生している箇所
- (4) 整備に関して森林所有者の合意形成が図られた箇所
- (5) 国または県の造林補助事業等の対象地となっていない箇所

2. 申し込み対象者

自治会 ※個人による申請はできません。

3. 事業実施の流れ

- (1) 自治会から市へ申請
- (2) 申請者と市職員による現地立ち合い
- (3) 市による実施の可否判断（危険度合いや優先順位による判断）
- (4) 実施個所の決定
- (5) 入札による整備業者の決定と業務発注
- (6) 落札業者による現場立ち合い（業者、申請者、市）
- (7) 伐採等の実施（伐採した枝、木は原則当該敷地内にて処分）
- (8) 事業実施後3年間は地元で現地確認と報告書を提出



4. 注意事項

- ・伐採した立木の補償はありません。
- ・伐採の方法や内容に関する指定はできません。市が現地確認のうえ伐採方法や範囲を決定します。
- ・予算の範囲内で事業を実施することから、要望が多く寄せられた場合は優先順位の高い箇所から順次整備を進めます。
- ・事前に土地所有者との合意形成を図ったうえで申請してください。

お問い合わせ・ご相談は
農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。